

第18回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 実施日時

平成24年5月25日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者 江口嘉則（農業）

福田恵巳（佐賀県弁護士会弁護士）

福田浩一郎（佐賀県立佐賀巣木高等学校校長）

堀正俊（株式会社サガテレビ取締役報道制作局長）

宮島文邦（佐賀地方裁判所唐津支部長）

百崎芳子（佐賀市男女共同参画課長）

森永太郎（佐賀地方検察庁次席検事）

山津善保（佐賀県医師会医師）

森宏司（佐賀地方裁判所長）

② 家裁委員会委員

出席者 草場真智子（佐賀市男女共同参画ネットワーク会長）

古賀史生（株式会社佐賀新聞社論説委員）

駒方琢也（佐賀地方検察庁検事）

東島浩幸（佐賀県弁護士会弁護士）

金子隆雄（佐賀家庭裁判所判事）

森宏司（佐賀家庭裁判所長）

(2) 説明担当者

若宮利信刑事部部総括裁判官、河相秀達刑事首席書記官

(3) 庶務

中里直人地裁総務課長、吉村信彦家裁総務課長

4 議事（文中、○は学識経験者委員、●は法曹資格を有する委員、■は説明担当者の発言）

- 佐賀における裁判員裁判は、公判前整理手続に要する期間が全国に比べて極めて短いが、その原因は事案の複雑さという点で関係があるのではないか。事案が複雑かどうかは数値で表すことが困難であるので、その一つの指標として、自白事件と否認事件の比率を教えていただき、公判前整理手続の期間を全国と比較したい。
- 自白と否認の割合に関する統計数はすぐには回答できないため、次回の地家裁委員会の際に回答させていただきたい。
- 「法廷での手続全般について理解しにくかった理由」の割合は、「理解しにくい」と答えた方の中での割合ではなく、回答者全体の中の割合と理解してよいか。
- そのように理解していただいて差し支えない。
- 「法廷での手続全般について理解しにくかった理由」の中で、「その他」の回答が一番多いが、例えばどういった理由が含まれているのか。
- 「証人の声が小さくて聞こえづらかったので、理解しにくかった。」、「早口だったから、分かりづらかった。」等である。
- 法曹三者とも裁判員裁判の経験を重ねることで、ノウハウを習得し、通常、裁判員裁判の審理内容について、「理解しやすかった」という感想が増加することが想定されるところ、年々、「理解しにくかった」という感想が増えている要因について、これまで全ての裁判員裁判を見てきた裁判所の立場から御意見を伺いたい。
- 一つには、否認事件や精神鑑定が必要となるような複雑な事案の増加が挙げられる。一方、自白事件についても、「分かりやすい」という数値が下が

ってきている点は気になるところである。これは、裁判員裁判が、ある程度実績を重ねて、当事者の主張が細かくなるなど訴訟活動が一段高くなって、今までの裁判官だけの裁判とも違う複雑な局面が出てきたことが考えられる。裁判所としても、この複雑な局面を分析して、様々な訴訟運営に関する見直しを検討するが、検察官・弁護人も裁判員制度施行から3年が経過したことを契機として、裁判員制度の原点に立ち返って、「分かりやすい裁判員裁判」を目指し、今の訴訟活動を見直す必要がある。

- 検察官の立場での御意見を伺いたい。
 - 当初、裁判所や検察庁では裁判員裁判に対する国民の理解が得られないではないかという懸念が先行して、できる限り簡単に、単純にしようというところがあったのではないかと思われるが、裁判員制度施行から3年が経過し、制度が定着するに従って、実はそうではなく、裁判員の方に個々の判断を仰ぐことが可能だと分かってきた。
 - 「理解しにくい」という意見が増加していることについては、法曹三者ともに反省すべき点がある。ただ、理解しにくかった理由として、「調書の朗読時間が長い」という項目の割合が比較的高いことについて、国民の皆さんに御理解いただきたいのは、調書朗読が長時間かかるといつても、それ以上に時間がかかるが、検察官による調書の朗読に代えて、全て証人尋問を行うかという比較衡量の問題である。検察官としては、裁判員に分かりやすい訴訟活動をするのは当然のことであるが、それとともに、裁判員の方が出廷する回数をなるべく少なくて、御負担をかけないという視点からも努力しており、その二点のバランスをとった妥協点が今の形態だと理解している。
- 「分かりやすさ」という点から、他に御意見をいただけないか。
 - 農業生産組合の会合等で裁判員制度の話をすると、「裁判員に選ばれたらどうしよう。」という意見が多い。理由を尋ねると、そのほとんどが、「分からないから。」というものである。既存のパンフレット等を農業協同組合

や農業生産組合の会合等で配布しても良いと思うが、もう少し分かりやすい資料を作成できないか。

- そのような資料はそれらの組合に直接お渡ししてもよいのか。
- 私は、県の農業生産組合で仕事をしているが、県内の各地域の農業生産組合から勉強会等の要請があれば、その時に配布しても良いのではないかと考えている。
- 「分かりやすさ」という点の説明になるかどうかは分からぬが、佐賀県弁護士会では、「法教育」ということで、小・中・高校で法律について講義等をすることがあり、その一環で「模擬裁判」を行っている。これまで3年ほど、九州全体で「九州高校生模擬裁判選手権」というものを開催しており、九州の中から4校ほどが出場している。検察官にも御協力いただき、佐賀県内からも過去にエントリーした高校がある。佐賀県弁護士会の弁護士と検察官が指導をしながら模擬裁判を進めるが、エントリーした高校生たちの様子を見て、私たち弁護士は、普段このような弁護活動ができているのかと考えさせられるほどの高いレベルであった。それは、どういう証拠からどういう事実の認定を導いていくかという、その推論の過程、それをどのように証明していくかということを、検察官役、弁護人役をしながら学んでおり、こちらも高校生から学ぶことは多い。また、小・中学生に対しては、弁護士が行う模擬裁判を見せて、ディスカッションしてもらっている。中学校でこれまで3年ほど、市内の小学校でも昨年度に開催した。やはり刑事事件の原則等もかなり理解できるようになり、どういう証拠からどういう事実を推論していくのかを小・中学生も真剣に考え、裁判を身近なものに感じてもらうという成果は上がってきていている。全ての小・中学校を回ることはできないが、弁護士と検察官の協力で教師を対象に法教育を行い、その結果を教師が各学校に持ち帰ることで生徒にも法教育の効果が広がって、裁判員裁判について幅広い基盤ができ上がっていくという効果が期待できるものと考えている。

- 裁判員法の見直し条項による具体的な見直し案は決まっているのか。
- 法務省においては、施行後から有識者等を交えた検討会を継続して行っている。最初は年2、3回だったが、裁判員制度の施行から3年経過した現在は、検討会の開催頻度を多くし、見直しに向けた論点を詰めていく段階だと承知している。
- 裁判所としては、裁判員制度を御理解いただきための広報に関しては、力を入れているところだが、まだ裁判員裁判への参加に積極的でない方の理由にはどのような点があるのか。
- やはり、「法律のことを聞かれたら分からぬ。」という不安があるのではないか。
- 「法律のことが分からぬから、裁判員になりたくない。」という御意見もあるようだが、裁判官はどう感じておられるか。
- 現実の裁判員裁判の評議では、職業、生活歴、年齢や性別にかかわらず、事実認定や量刑について裁判員各人が自分の意見を述べられている。これは、様々な理由や原因が考えられるが、検察官や弁護人が訴訟活動において、基本的に分かりやすい裁判を心掛けていることが第一の要因ではないかと思う。そして、裁判所も、検察官や弁護人が裁判員に分かりやすく説明したものをさらに分かりやすく繰り返して説明するようにしている。また、裁判員の方へは、選任直後に裁判員裁判には法律に関する専門的知識は要らないことを伝えている。普段の生活の中での自治会活動や、学校の学級会や生徒会での物事の決め方と本質的には同じであり、裁判員裁判は難しいというイメージを最初の段階で払拭してもらうことに努め、裁判員の方も時間の経過とともに慣れてきて、評議の雰囲気も良くなるというのが実情である。裁判員候補者に選任手続き日呼出状が届いたら、何も心配せず、前向きに参加していただきたい。
- 判決言渡し後に行われる「ミニ座談会」はどういった雰囲気なのか。

■ 「ミニ座談会」は佐賀地裁独自の取組であるが、裁判員や補充裁判員に裁判員裁判を振り返ってもらい、検察官・弁護人の訴訟活動の方法、裁判の分かりやすさ、裁判官と職員を含めた裁判所の接遇等について率直な感想や意見を1人ずつ伺って、後日、裁判官がその事件を担当した検察官と弁護人にそれらの感想や意見をフィードバックするというものである。裁判員や補充裁判員の方からは、後に続く裁判員、補充裁判員のために、非常に建設的な意見をいただいている。裁判員、補充裁判員の方にはできるだけ辛口の評価をお願いしているが、検察官の書面は非常に分かりやすく、弁護人の書面は詳しすぎて分かりにくい、又はポイントがどこにあるのかが分かりにくいという意見が多い。また、供述調書の朗読が何時間にも及ぶというような事件では、供述調書が法廷での質問とそれに対する答えのように問答形式ではなく、独特的の文体で記載されていることもあり、状況が頭に浮かびにくいためではないかと思うが、供述を信用できるかどうかの判断が難しかったという意見もあった。これらの意見も踏まえ、今後、検察官・弁護人はどのように訴訟活動を展開していくべきか、裁判所は、裁判員裁判が国民により受け入れられるためにはどのようにしていくべきかといった点について、今後も法官三者による検討を要すると考えている。

5 次回の予定

(1) 日程

平成24年11月16日（金）午後1時30分から（地裁委員会、家裁委員会合同開催）

(2) 意見交換テーマ

「家事事件手続法について」（仮題）